県民の皆様中心の県政を進めて参ります。

【プロフィール】
昭和十四年、佐賀市出身。
シュバイツァーにあこがれ日本社会事業大学に進学。
卒業後は、佐賀県、大分県の社会福祉主事、熊本市にある社会福祉施設の施設長などを経て、平成十一年三月から副知事。
趣味は、絵はがきを集めて出すことと、汽車旅行。

このたび、県民の皆様方のご信任をいただき、県知事に就任いたしました。皆様の期待の大きさ、そして県政を担う責任の重大さをひしひしと感じています。

二十一世紀に向け県政をしっかりと前進させるために、一生懸命頑張りたいと思っています。

地域や県民の皆様の声、女性や民間の視点を大切にしながら、県民の皆様とのお約束をきちんと実行に移し、県民の皆様のまなざしを大切にした「県民主体の県政」を進めて参りたいと考えています。

財政の健全化、新しい県総合計画の策定、情報の公開と提供といった課題はもちろんのこと、経済・景気・雇用対策、産業の振興、交通基盤の整備、少子高齢社会への対応、環境問題など、県政の諸課題に全力で、しかも自然体で、誠心誠意、頑張って参ります。

県民の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

故福島前知事　安らかに

広く県民の皆様から敬愛され、その一身を私たちの郷土熊本に捧げられた故福島前知事の県民葬が、四月二十七日にグランメッセ熊本において、多くの県民の皆様の参列の中で、簡素にそして温かく行われました。

県民葬会場では、県勢発展への功績に関するビデオの上映や、在りし日の写真の展示なども行われ、生前、ご交誼のあった方々をはじめ約五千名の皆様が、故福島前知事のご遺徳を偲び献花を行いました。

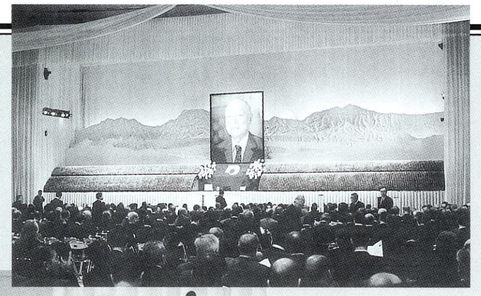

保存版

特集1 かしこい消費生活の知識

私たちの身の回りには、新しい商品やサービスがあふれています。

一方、契約を交わしたり解約する時のトラブルや多重債務の問題などは年々増加しており、新社会人や高齢者が被害を受けるケースも少なくありません。

このような消費生活に関するトラブルにあわないためには、私たち消費者が契約・取引きのルールや悪徳商法についてよく知っておくことが大切です。

●**契約って何？**　私たちの暮らしは、契約で成り立っています。「申し込みと承諾」、つまり「売ります―買います」という合意があれば、契約は成立します。したがって、多くの契約は、口約束でも、印鑑を押してなくても契約が成立するのです。

●**契約する前にもう一度確認しよう！**

①その商品は本当に必要ですか？

②その場で契約しないで、商品やサービスの内容、支払い総額を十分に検討しましょう。

③契約書の内容をよく確かめましょう。

④高額な契約やうますぎる話は、家族や知人に相談しましょう。

家庭訪問販売

◎数年分の契約の場合は、本当に必要かどうか慎重に判断しましょう。
◎重要な内容は、契約書に記載してもらいましょう。
◎商品が不当に高くないか、他の製品も参考にして検討しましょう。

内職商法

◎仕事をあっせんしてくれる保証はありません。
◎本当に自分に出来る内職かどうかもよく考えましょう。

要らないものはハッキリNO!

◎連帯保証人になる場合、自分で返済できるかどうかよく考えましょう。

〔メモ〕
●連帯保証人は、借り主より先に請求されても拒否できません。
●連帯保証人が複数いる場合でも、1人に全額を請求されることがあります。
●借り主が破産、死亡した場合などでも、責任を免れることはできません。

連帯保証人

◎名義貸しは絶対してはいけません。

〔メモ〕
●自分の名前でクレジット契約したら、すべての責任を自分でとらなければなりません。

名義貸し

覚えておこうクーリング・オフ

家庭訪問販売・電話勧誘販売・催眠商法などで、契約してしまっても無条件で解約ができる「クーリング・オフ制度」があります。

〔クーリング・オフのやり方〕
●契約書面を受け取った日を含めて八日以内に、書面で通知します。
●通知する書面のコピーを取り「配達記録郵便」で出すか、「内容証明郵便」で出します。
●クレジット契約の場合は、信販会社あてにも通知します。

〔クーリング・オフをしたら〕
●支払ったお金は全額返金されます。
●受け取っている商品は、販売業者の負担で引き取ってもらえます。

〔クーリング・オフができない場合〕
●化粧品や健康食品などの消耗品を自分で開封したり、使用した場合。
●総額三千円未満で代金を全額支払った場合。

解約通知の例文

販売店あて

解約通知
平成○○年○月○日に契約しました○○（商品名）は解約します。
商品は早急にお引取りいただき、支払いました○○円をお返しください。
平成　年　月　日
住所
氏名

信販（クレジット）会社あて

解約通知
平成○○年○月○日に○○（販売店名）と契約しました○○（商品名）は解約します。
平成　年　月　日
住所
氏名

■対象となる商品・サービスや、クーリング・オフができる商法・期間など、詳しくは熊本県消費生活センターにご相談ください。

■消費生活に関するお問い合わせ、ご相談はお気軽に／熊本県消費生活センター　☎096-354-4835